

大通達甲(生企)第3号

平成16年9月1日

簿冊名	例規
保存期間	常用

本部各課・所・隊長  
警察学校長 殿  
各警察署長

大分県警察本部長

大分県安全・安心まちづくり推進要綱の制定について(通達)

犯罪のない安全で安心して暮らすことのできる社会の実現を図ることを目的として、平成16年8月1日から大分県安全・安心まちづくり条例(平成16年大分県条例第15号)が施行されたことに伴い、大分県安全・安心まちづくり推進要綱を別添のとおり制定したので実効の上がるよう努めてください。

(生活安全企画課生活安全係)

## 別添

### 大分県安全・安心まちづくり推進要綱

#### 第1 総則

##### 1 目的

この要綱は、安全・安心まちづくりに関する取組みを継続的かつ効果的に推進するため、推進体制、推進内容、実施上の留意事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

##### 2 安全・安心まちづくりの意義

この要綱において安全・安心まちづくりとは、大分県（以下「県」という。）、市町村、県民等と警察が一体となって、地域社会における犯罪防止のための自主的な活動（以下「自主防犯活動」という。）を推進するとともに、犯罪の防止に配慮した環境を整備することにより、犯罪のない安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図ることをいう。

##### 3 安全・安心まちづくり推進の基本的な考え方

最近の厳しい治安情勢の中で、治安の回復を図るためにには、警察のみの対策では十分でない。安全・安心まちづくりの推進は、県、市町村の関係部局はもとより、県民、事業者、ボランティア（以下「県民等」という。）が治安に対する危機意識を共有して、それぞれの立場での安全対策に自ら取り組むことが重要である。

#### 第2 推進体制の整備

##### 1 推進責任者、推進担当者及び指導員

###### (1) 安全・安心まちづくり推進責任者

警察本部及び警察署に安全・安心まちづくり推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置き、警察本部においては生活安全部生活安全企画課長を、警察署においては警察署長をもって充てる。

###### (2) 安全・安心まちづくり推進担当者

警察本部及び警察署に安全・安心まちづくり推進担当者（以下「推進担当者」という。）を置き、警察本部においては生活安全部生活安全企画課生活安全担当の課長補佐を、警察署においては生活安全課長をもって充てる。

###### (3) 安全・安心まちづくり指導員

警察署に安全・安心まちづくり指導員（以下「指導員」という。）を置き、警察職員の中から警察署の推進責任者が指定する者をもって充てる。

##### 2 推進責任者の任務

(1) 警察本部の推進責任者は、安全・安心まちづくりに関する総合的な施策の企画立案並びに国及び県の関係部局、関係団体等に対する働きかけ並びに警察本部の関係所属との連携、警察署への指導・連絡調整等を行うものとする。

(2) 警察署の推進責任者は、管内の安全・安心まちづくりに関する総合的な施策の企画立案並びに県の地方機関、市町村の関係部局、関係団体、県民等に対する働きかけ及び警察署の関係課との連携を行うものとする。

##### 3 協議会の設置による安全・安心まちづくりの推進

警察署の推進責任者は、関係機関、団体等を構成員とする協議会を設置し、犯罪発

生状況等の情報提供を行い、地域実態に即した防犯活動、犯罪の防止に配慮した環境の整備、地域ぐるみの自主防犯活動の促進、地域住民等相互の情報交換及び連携の強化等の推進を図ること。

### 第3 推進内容

#### 1 実態把握の徹底

##### (1) 犯罪発生状況の把握及び分析

管内の住宅、道路、公園、自動車駐車場、自転車駐車場、商業施設、観光施設、学校等（以下「対象施設」という。）における犯罪の罪種、手口、発生場所、発生時間等を迅速かつ的確に把握し、特に犯罪が多発している地域については、対象施設の構造、設備、周辺の環境等防犯上の問題点について調査するなど多角的に分析して、安全・安心まちづくりを推進する上で必要な犯罪発生状況の把握及び分析に努めること。

##### (2) 県民等の要望等の把握

各種会議、各種警察活動を通じて、県民等から不安感及び取締り要望等の意見を幅広く聴取して、要望等の把握に努めるとともに、早急な対策が必要な場合は、迅速かつ的確な措置を講ずること。

#### 2 犯罪情報等の発信

##### (1) 警察本部による情報発信

県、市町村及び県民等に対して、各種会合を始め、新聞、テレビ等のマスメディア、インターネット・ホームページ、広報紙、業界紙等あらゆる広報媒体を活用し、犯罪発生状況、防犯対策等の情報発信に努めること。

##### (2) 警察署による情報発信

管内の県の地方機関、市町村、住民、事業者、学校等に対して、各種会合を始め、ケーブルテレビ、広報紙、自治会の回覧板等のネットワーク等を活用して、管内の犯罪の発生場所、発生件数、態様及び特徴並びに多発地域における警戒の呼びかけ、防犯対策等の情報発信に努めること。

#### 3 市町村に対する働きかけ

市町村に対し、市町村が管理する対象施設の安全確保について働きかけを行うとともに、具体的な取組みを促すこと。

#### 4 自主防犯活動の促進

地域住民一人一人の防犯意識の一層の高揚と自主的な防犯活動が促進されるよう、防犯協会等ボランティアによる防犯パトロール、防犯キャンペーン等の自主防犯活動を積極的に支援し、その拡大を図ること。

#### 5 犯罪の防止に配慮した環境の整備

##### (1) 住宅の防犯性の向上

###### ア 共同住宅の建築主等に対する情報の提供等

大分県安全・安心まちづくり条例（平成16年大分県条例第15号。以下「条例」という。）第13条第2項の規定に基づき、共同住宅の建築主等から意見を求められた警察署長は、指導員をして、周辺地域における住宅への侵入犯罪、エレベーター及び通路等共用部分における女性や子供に対する性犯罪の発生状況等

の情報を提供させるとともに、犯罪の防止に配慮した住宅の構造及び設備等に関する助言を行わせること。

イ 新たに建築しようとする住宅に関する防犯対策

新たに住宅を建築しようとする建築主、建築事業者等に対し、周辺地域における住宅への侵入犯罪の発生状況、犯罪の防止に配慮した構造、防犯設備の必要性等について情報提供を行うとともに、周囲からの見通しの確保、防犯カメラ等の防犯設備の設置等が講じられるよう働きかけること。

ウ 既存の住宅に関する防犯対策

前記イと同様に防犯対策を働きかけること。特に、犯罪が連續して発生するなど対策を早急に講ずる必要のある住宅地域については、積極的に防犯診断を行い、防犯対策について働きかけること。

(2) 道路、公園等の防犯性の向上

ア 新たに建設しようとする道路、公園等に関する防犯対策

国、県及び市町村が新たに道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路、公園等」という。）を建設しようとする計画等を把握した場合には、当該道路、公園等の管理者に対し、最近の道路、公園等における犯罪の発生状況、これらの施設に係る犯罪防止に配慮した構造、防犯設備の必要性等について情報提供等を行うとともに、周囲からの見通しの確保や防犯灯、防犯カメラ等の防犯設備の設置等が講じられるよう働きかけること。

イ 既存の道路、公園等に関する防犯対策

管内の道路、公園等に対する安全点検を実施し、危険箇所を把握するとともに前記アと同様に防犯対策を働きかけること。特に、特定の犯罪が連續して発生するなど対策を早急に講じる必要のある道路、公園等の管理者等に対しては、見通しの確保及び設備の改善を働きかけるとともに、広報活動、看板設置、自主パトロール等の措置についても働きかけること。

(3) 商業施設等の防犯性の向上

銀行、コンビニエンスストア等の防犯性の向上を図る上でより効果的な対策が推進されるよう、各種警察活動の機会を活用して、人員の配置、防犯施設の性能、配置、効果についての助言及び強盗事件等緊急事態を想定した訓練に関する指導・協力を積極的に行うとともに、自主警備体制の強化等犯罪の防止に配慮した店舗等の整備に努めるよう働きかけること。

(4) 自治体等の各種計画への反映

都市計画、大規模団地の造成計画等各種計画を把握するとともに、計画策定に際しては、計画の段階から犯罪の防止に配慮した設計、防犯設備の整備等がなされるように自治体、関連企業等に対し働きかけること。

6 観光施設等における観光旅行者の安全の確保等

(1) 緊急時の連絡体制の確立

平素から、管内の観光施設等（条例第20条に規定する観光施設等をいう。以下同じ。）と緊急時の連絡体制について協議しておくとともに、観光旅行者の生命、身体又は財産に対し危害が加えられるおそれがある場合等の緊急時には連絡し、関

係団体等によりパトロール等の必要な自主警戒措置が講じられるよう働きかけること。

(2) 観光施設等の防犯性の向上

観光施設等の防犯性の向上を図る上でより効果的な対策が推進されるよう、各種警察活動の機会を活用して、人員の配置、防犯施設の性能、配置、効果についての助言及び強盗事件等緊急事態を想定した訓練に関する指導・協力を積極的に行うとともに、自主警備体制の強化等犯罪の防止に配慮した施設の整備に努めるよう働きかけること。

## 7 学校等における児童等の安全の確保等

(1) 児童等対象事犯の迅速な把握

管内の学校及び児童福祉施設（以下「学校等」という。）における不審者侵入事案等の発生状況並びに通学、通園等の用に供されている道路及び児童等が日常的に利用している公園、広場等（以下「通学路等」という。）における声かけ事案並びに児童等を対象とした事犯の発生状況を迅速に把握できるよう、学校等との連携を図ること。

(2) 緊急時の連絡体制の確立

平素から、管内の学校等と緊急時の連絡体制について協議しておくとともに、現に不審者がはいかいし児童等の生命又は身体に危害が加えられるおそれがある場合等の緊急時には連絡し、付近の学校等及び関係教育委員会により集団下校やパトロール等の必要な自主警戒措置が講じられるよう働きかけること。

(3) 学校等の施設の防犯性の向上

学校等への不審者侵入事案の未然防止及び不審者が侵入した場合の児童等に対する危害を防止するための体制整備、防犯設備等について、学校等に対し助言を行うこと。

(4) 児童等の防犯意識の向上

学校関係者、PTAに対して児童等を対象とした犯罪の発生状況を情報提供するとともに、参加・体験・実践型の防犯教室の実施方法について積極的に指導すること。また、学校等が開催する児童等に対する防犯教室にビデオ教材や防犯資料を提供し、要望に応じて警察職員を派遣して協力すること。

(5) 通学路等における児童等の安全の確保

学校関係者、PTA、児童等による通学路等の安全点検、防犯パトロール、「地域安全マップ」の作成への協力、通学路等の安全の確保に資する「こども連絡所（車）」活動の支援等を通じ、通学路等における児童等の安全の確保を働きかけること。

## 第4 実施上の留意事項

1 県、市町村との良好な協力関係の確保

安全・安心まちづくりを推進するためには、県及び市町村の関係部局と緊密に連携して取り組むことが重要であるから、平素から良好な協力関係を保持しておくこと。

2 関係団体、事業者等との連携強化

(1) 関係団体等への協力要請

安全・安心まちづくりを推進するためには、住宅団地等開発事業者、住宅を建設し、管理する建築業者、不動産業者、駐車場経営者、防犯設備業者等はもとより、より多くの事業者の協力が不可欠であることから、安全・安心まちづくりの意義、必要性等を十分説明し、業界自らが積極的に安全対策を講ずるように働きかけること。

(2) 専門知識の活用

推進担当者は、防犯設備、錠前等に関する専門的知識を有する防犯設備士、錠前業者等に対して住宅、駐車場等の防犯診断、地域安全活動等への積極的な参加等を要請するなどして、防犯設備、ピッキング及び破壊に強い錠前等の普及・促進が図られるよう努めること。

(3) 防犯設備等の普及

推進担当者は、ピッキング及び破壊に強い錠前、防犯ガラス、防犯カメラ、防犯ブザー等犯罪の被害に遭わないための防犯設備等について、防犯診断、防犯教室、地域安全活動等の機会を利用した広報活動を行い、その普及に努めること。

### 3 地域住民、ボランティア団体等との連携強化

(1) 自主防犯意識の向上

高齢者、女性、児童等被害の対象者に応じた内容の犯罪情報等を、防犯教室、講習会等を通じて積極的に提供し、また、犯罪被害の防止に配慮した環境づくりの重要性を広報するなどして、自主防犯意識の向上に努めること。

(2) 防犯灯等の増設、整備等

防犯協会、自治会、地域住民、地元企業等との連携を強化し、門灯及び廣告灯等の終夜点灯についての協力を依頼するとともに、防犯灯の増設及び照度向上についての働きかけを行い、地域における夜間の街頭犯罪の抑止に向けた取組みを図ること。

(3) 防犯ボランティア団体との連携強化

防犯協会、少年ボランティア等既存の防犯ボランティア団体に対して、安全・安心まちづくりの意義及び必要性を訴え、活発な活動が地域ぐるみで展開できるよう努めるとともに、各種会合等の機会をとらえて、自治会、PTA、女性の多い職域団体等に対し、女性、若者等の参画による新たなボランティア団体の結成を働きかけ、必要に応じた支援活動を行うこと。

### 第5 指導教養

推進責任者は、安全・安心まちづくりに関する指導教養を徹底するとともに、適切な取扱い等に対しては、適時、賞揚の措置をとるなど、安全・安心まちづくりの適正な推進を図るものとする。

### 第6 報告

推進責任者は、次に掲げる事項について、生活安全部長（警察署の推進責任者にあっては、生活安全部生活安全企画課経由）あて報告すること。

- (1) 指導員の指定及び変更 指定又は変更を行った都度報告すること。
- (2) 協議会の設置及び変更 協議会を設置し又は構成員を変更した都度報告すること。
- (3) 安全・安心まちづくりに関する各種会合等の開催とその内容 当該会合等を開催し

た都度報告すること。

- (4) 国、県及び市町村の都市計画、大規模団地の造成計画等各種計画を把握した場合の  
その概要 当該計画を把握した都度報告すること。
- (5) 安全・安心まちづくりに関する働きかけを国、県、市町村、関係業界及び施設の管  
理者等に対して行い、その結果施策が採用された場合及びその内容 国及び県につい  
ては警察本部の推進責任者が、国及び県以外については警察署の推進責任者が、その  
都度報告すること。
- (6) その他、安全・安心まちづくりに関する好事例及び適切な取扱い等対象事案が発生  
した都度報告すること。

#### 第7 その他

この要綱に定めるもののほか、安全・安心まちづくりの推進に関し、必要な事項は  
生活安全部長又は生活安全部生活安全企画課長が定める。